

6 推進方策

6-1 推進体制(法第6条第2項第3号、第7号、第8号)

空家等への対策は、本計画に基づき、地域住民、NPO、関係民間事業者、専門家、大学・学生などと連携しながら総合的に推進していきます。

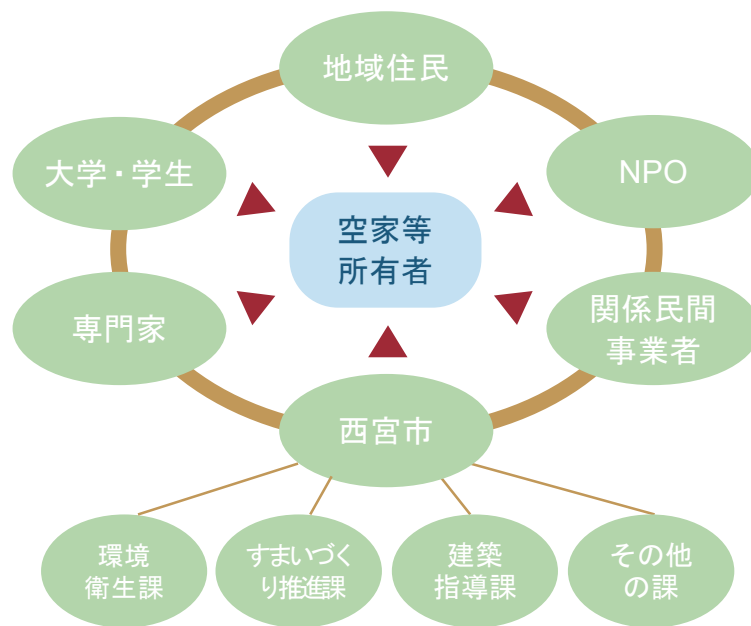
特に、特定空家等に該当する可能性のある空家等に対しては、専門家の助言や関係機関の協力を得ながら対策を進めていきます。

○空家等の調査

空家等の存在に関しては、市民等からの相談等や空家等の実態調査によって把握し、その情報に基づいた空家等の管理システムを構築します。

また、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報については、住民票や登記簿のほか、市がこの法律以外の事務のために利用する目的で保有する情報等によっても行なうこととします。

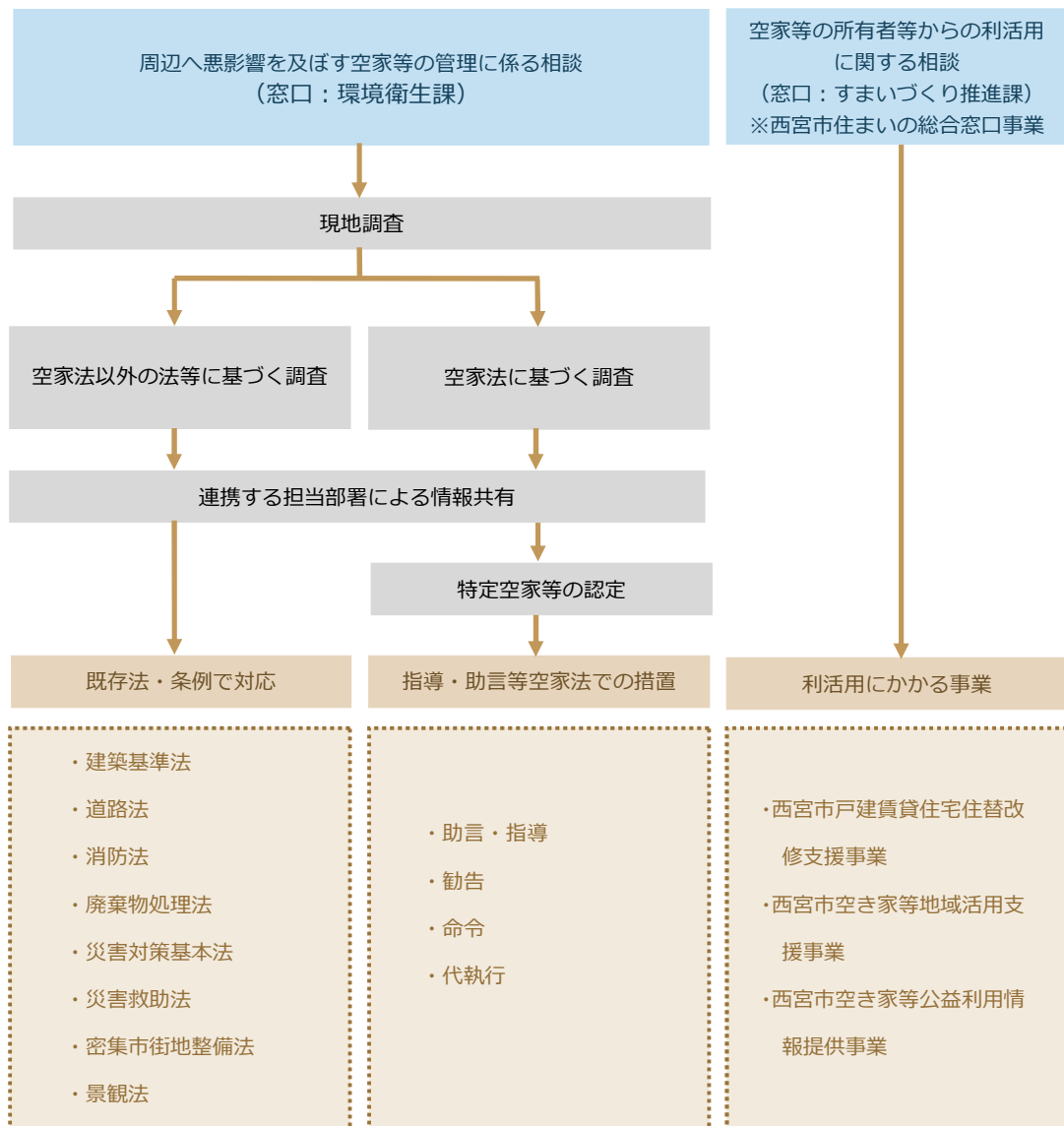
図 6-1：推進体制



○住民等からの空家等に関する相談への対応

空家等についての市民からの問い合わせ等に関しては、空家等の所有者等からの利活用についての相談窓口をすまいづくり推進課とし（西宮市住まいの総合窓口事業）、周辺へ悪影響を及ぼす空家等の管理についての相談窓口を環境衛生課とします。相談等について、「西宮市空家等対策関係課会議」を構成する課やその他の関係課と連携しながら問題の解決を図っていきます。

図 6-2：市民等から相談を受けた場合の対応フロー



6-2 計画の評価と見直し(法第6条第2項第9号)

本計画に基づく取組を進めつつ、施策の実施上の課題や運用上の課題、成果などを勘案しながら、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。また、空家等の状況を適宜把握するため、空家等の管理システムにおけるデータを逐次更新していきます。

なお、特定空家等の判断基準についても個別の判断事例の積み重ねを踏まえて充実していくものとします。

図 6-3 : 評価、見直しの流れ

